

## 教育警察委員会委員協議会の概要

開催年月日	平成30年8月20日	開会、閉会時間	12時56分から 14時28分まで
委員の出欠	出席：長屋委員長、布俣副委員長 藤埴委員、小川委員、松村委員、水野(正)委員、太田委員、牧村委員 欠席：なし		
<b>【議題】</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次岐阜県教育ビジョンの検討状況について</li> <li>・教職員の働き方改革の取組み状況について</li> </ul>			
(質疑の内容)			
発言者	発言内容		
<b>【第3次岐阜県教育ビジョンの検討状況について】</b>			
小川委員	先般、岐阜県の農業高校の生徒10名が、海外派遣事業によりブラジル等へ派遣されたところであり、本人たちに聞いても大変勉強になったとのことだが、次期ビジョンの目標の中で言うと、この事業は「グローバルに活躍する人材の育成」という目標に位置付けられるのか。		
教育総務課長	「グローバル人材の育成」に位置づけることもできる。今後どの目標にどの施策を位置付けていくかを議論していくことになるが、この施策は産業教育など様々なところに関わってくると思われる。		
小川委員	農業高校生海外実習派遣の規模が現在10人であり、人数については40年間現状維持が続いている。もう少し拡大してもよいのではないかな。		
学校支援課長	貴重な御意見として、参考とさせていただきます。		
太田委員	今後の教育を取り巻く現状について、少子化、人口流出、AI等の技術革新への対応など、厳しいことばかりであるが、その中でも家庭環境の変化によるひとり親世帯などの所得の低下、格差の拡大が進んでいる。そのようなことから、教育ビジョンの中で、教育はセーフティネットであるという観点が必要であると考えているが、どのように考えているのか。		
教育総務課長	家庭環境の変化は非常に重要な問題であると考えている。セーフティネットという視点で言うと、ビジョンの中で就学支援という事についても整理していきたいと考えているので、どのように表現していくかという事も踏まえて教育の果たす役割というものを考えていきたい。		
太田委員	ビジョン策定に係る意見の中でもこのような観点は無いようであるが、具体的なこと例えば、就学支援もそうだが食育なども該当してくると思う。今後具体的な施策を位置付けていく際に、このような観点についても盛り込んでいただきたい。		
藤埴委員	数年前にゆとり教育と盛んに叫ばれた時期があったが、ゆとり教育についての検証な		

	どは行ったのか。
義務教育総括監	いわゆるゆとり教育という事で、教科の時間を減らしてでも子どもたちがゆとりを持って学習をするという方向に世の中が流れた時期はあった。その結果、様々な調査から学力が低下したという視点が出てきて、基礎的な学力を身に付けることが大事であるという事となり、現在は授業をしっかりやって基礎的な学力をきちんとつけていくという方向になっている。ただし、新学習指導要領では、子どもたちに考える力を付けていこうということも打ち出されており、実際はゆとり教育の時に求められたようなものももう一度出てきている。今回は、基礎的な学力をきちんと付けたうえで、子どもたちが考えながら問題を解決できる力を付けていこうという方向で動いている。
藤 墳 委 員	子どもたちにゆとりを持たせると学力は絶対に低下する。詰め込むことも時には必要と思うがどう考えているか。
教育総務課長	学力についてはビジョンの中でもいろいろと掲げさせていただいており、特に基本方針3で「未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進」で学力をはじめとした、子どもたちに身に付けさせたい力を整理していきたいと考えている。
学校支援課長	子どもたちが主体的に学んでいかない限り学力は向上しない。これは小、中、高校を通じて同様である。第3次教育ビジョンの方向性は、主体的で深い学びをどう実現するかである。知識の習得で終わらせることなく、生活の中にかに知識を引き出して問題を解決する力を付けていくかが教育の大きな課題である。
藤 墳 委 員	ゆとり教育について、また、近年、学習塾が増えてきている現状について教育長はどう考えるか。
教 育 長	ゆとり教育の是非ということよりも、今後の方向としては、教えるべき知識はきちんと教えなければならないが、教えるだけではだめで、学んだ知識をいかに活用することができるかという事が大切である。塾が詰め込みかどうかはわからないが、今後は、覚えた知識をどう活用して問題を解決していくのかという事をしっかりとやっていく必要があると考えている。
藤 墳 委 員	少子化に伴い子ども全体の数が減少している中、なぜ、特別支援学校の児童生徒数は増加しているのか。
教 育 長	県内各地域に特別支援学校を整備したことにより、近くの特別支援学校に通いたいというニーズが高まり、児童生徒数が増えてきたが、現在ピークを迎えており、今後は減少に転じるのではないかと考えている。
特別支援教育課長	平成19年度に特別支援教育制度がスタートし、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を受けたいというニーズが高まったことも、特別支援学校の児童生徒が増加した要因であると考えている。
牧 村 委 員	基本方針2にある学びの「再チャレンジの推進」について詳しく教えて欲しい。例えば、大垣日大高校では、いじめや金銭的な理由などで高校進学をあきらめた方を救済するチャレンジ入試という制度があるが、県立高校でも同じような取組みを行っていただけるのか。また、再チャレンジとはどのようなことなのか。
教育総務課長	どのような施策を位置付けていくかは今後検討していくが、定時制・通信制高校をしっかりやっていくことや、いじめ・不登校により学ぶ機会を失ってしまった方に対して支援をしていくことを考えている。
牧 村 委 員	入試についての再チャレンジという事も今後検討されていくという事か。

教育総務課長	今のところ入試について議論はないが、今いただいたご意見も踏まえて検討していきたい。
教育財務課長	経済的な支援としては、高校生の場合、就学支援金制度という授業料相当額を支援する制度があるが、進路変更のため、一旦退学し、その後、別の高校に入学した場合、就学支援金の支給期間である3年が終了した場合でも、更に2年間、授業料相当の支援が受けられる、学び直し奨学金制度がある。
松村委員	ゆとり教育の話と関係するが、以前は総合的な学習の時間に小学校で昔の遊びなどを教える時間があり、その中で高齢者を敬う学びがあった。最近の状況はわからないが、このような時間を設けることが、岐阜県に愛着をもつ「ふるさと教育」において大切ではないか。どのように位置付けられているのか。
学校支援課長	第3次教育ビジョンの中にも明確に「ふるさと教育」を位置付けていきたい。総合的な学習の時間だけでなく、「ふるさと教育」が単に見たり話を聞くだけにとどまらず教科の学習を生かして学びを深めていく展開ができる支援を考えている。
松村委員	詰め込み教育だけではなく、工夫された体験ができる「ふるさと教育」に力を入れていただき、知恵をつけて地域に愛着をもつ教育をお願いしたい。
布侯副委員長	子どもたちに身に付けさせる「3つの力」のうち、「自己実現力」とはどういうことか。
教育総務課長	基礎的な学力等を身に付けたうえで、自分の目指すべき将来のために、色々なチャレンジをしていくことができる力を育てていきたいと考えている。
布侯副委員長	「自己実現力」と言っても、小学校と中学校ではそれぞれ違うと思うが、その点はどのように考えているのか。
教育総務課長	小学校の段階では自分の住んでいる地域など身近なところを知り、中学校の段階では産業全体や世界から見た日本の位置づけなどを学ぶことにより力をつけていき、そういった中で自分が目指すものを明らかにしていければよいと考えている。
水野委員	第2次ビジョンの評価については議論はしたのか。
教育総務課長	第2次ビジョンの進捗については整理したうえで、検証をし、ビジョン策定委員会にも報告をしている。
長屋委員長	ビジョン策定委員会の議事録については拝見させていただき、様々な意見が出ていることは認識している。一方で、ある策定委員の方から聞いた話だが、資料も委員の数も多いため、議論する時間がもう少しあるとよいとのことであった。もう少しポイントを絞るなどして議論の時間を増やすなど工夫してはどうか。
教育総務課長	今後、骨子案、素案と議論をしていく中で、議論の時間を少しでも多くできるよう工夫していきたい。
長屋委員長	限られた時間の中でやっていることは分かるが、例えば分科会などを作って議論するのも一つの方法ではないかと思う。 小・中学校の不登校等が増えている現状に対して、今後、どのような施策を考えているか。
学校安全課長	昨年度まで、国の委託により、「いじめ・不登校等未然防止事業」を羽島市で実施した。この事業により、中学校における不登校数が約20%減少、新規不登校数が約30%減少するなどの効果がみられた。 一人一人の子どもが安心感、充実感を得られるような学校になるよう、この事業を県

	内に広げ、子ども達にアンケートを実施するとともに「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」を定期的に派遣し助言する事業を実施していく。
長屋委員長	<p>「ふるさと教育」の議論があるが、もう少し災害に対する教育を入れ込んでもよいのではないか。県下で災害発生の状況は異なると思うが、自分の住んでいる地域の状況を理解しておくことが安心して暮らせることにつながるのではないか。要望として願う。</p> <p>併せて、以前議会で「正しい日本地図」について取り上げたことがあるが、自分の地域に誇りを持つために、子どもたちが岐阜県の地図を見ることができ、話題とするような環境作りが重要ではないかと思う。</p>
藤 墳 委 員	私立高校と公立高校の関係が大きく変わりつつあると思うが、私学はどうあるべきか、公立はどうあるべきか、どのように考えているか。
長屋委員長	私学は生徒確保のため、スポーツや他県生徒の募集など、学校の特色をはっきりさせてきている。また、私学と公立では、募集の在り方が異なる。公立高校の募集パンフレットに不適切な表現をしたことがあったように、生徒の取り合いが昔以上に激しくなっていることが、大きな変化だと思う。教育ビジョンにあるように各学校が多様な特色をだし、多様な学びの場を提供できることはいいことだと思う。
教育次長	夏の甲子園出場校には私学が多いように、私学は特色を生かし、教育・生徒募集を行っている。公立もそれぞれの特色を生かしている。重要なのは、公立・私立とも正しい学校の状況・姿を、中学生に示し、それを中学生本人、親、中学校教員が正しく理解し、中学生がそれぞれ自分に合った高校を選ぶことであると思う。
藤 墳 委 員	少子化に伴い、今後、市町村においては、小中学校の統廃合が必要になってくるが、具体的に議論が進んでいるものはどの程度あるか。
教職員課教育主管	市町村が条例改正を行ったうえで、統廃合を計画している例は2件承知している。その他に条例改正にまでは至らないものの、市町村と地域住民との間で統廃合の構想が議論されているものは幾つか存在すると聞いているが、来年度は2校の予定である。
藤 墳 委 員	統廃合の議論が出されると、対象となる地域は住民意見が2分化される傾向にあり、その効果も一長一短であるが、都市部と比べて、少子化の影響が大きいのが山間地域であり、今後発生が見込まれる学校の統廃合は、地方にとって深刻な課題である。
長屋委員長	人口減少、少子化に伴う学校の統廃合については、県内の様々な地域で議論がなされており、岐阜市の市街地においても、過去に小学校の統廃合が行われ、住民意見が真っ二つに割れて議論された経過がある。小中学校の統廃合そのものは、市町村において、その決定が行われるものであり、少人数であっても地域で学べる従前の形態が良いのか、自宅から離れていても、大人数の中での生活を通じて、社会性などの人間力を身に付けられる形態が良いのか、その判断は難しいと考えるが、将来的にも統廃合の流れ自体を止めることは困難であるとする。今回、計画策定を行う第3次教育ビジョンは、向こう5年間で計画期間とするものであるが、2020年度には、大学入試制度が見直されるなど、社会の情勢の変化に、主役となる子どもたちがうまく順応できるよう、多様な意見を踏まえて、その計画策定を進めていただきたい。
布俣副委員長	P T A活動の在り方が最近変わってきている。第3次教育ビジョンの中でどのような検討をされるのか。
学校支援課長	P T Aは任意の社会教育団体としての活動になるので、県教育委員会としてコントロールできる範疇にはない部分があり、教育ビジョンに盛り込むことは難しいことである。しかし、子どもを社会全体で育成する観点からどの大人も携わっていくという精神は示

	していきたい。
布俣副委員長	地域連携とも絡んでくるので、教育委員会として学校への指導の方向性をうまく組み込んでもらいたい。
長屋委員長	今回は状況を報告したが、9月には議会において、骨子について説明する。その際にも委員の皆さんにご意見いただきたい。
<b>【教職員の働き方改革の取組み状況について】</b>	
太田委員	(ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決に関連して) 精神疾患を理由に長期休業中となっている職員はどの程度存在するか。
教職員課長	平成29年度における実績として、校種別に小学校32人、中学校22人、高等学校10人、特別支援学校11人の計75人が精神疾患を理由とする休職者であった。
太田委員	県庁の他部局の状況と比較して、その割合は多いか。
教職員課長	県庁他部局の病気休職者の情報は持ち合わせていないため答えられないが、教職員の全国状況と比較した場合、平成28年度実績では、おおむね全国平均と同等となっている。
太田委員	精神疾患自体が、教員個人の資質などによるところも大きく、組織として縮減目標等を設定するのは困難であると考えますが、今後も発生を抑制していかなければならない項目であり、そのための対策などは設けているか。
教職員課長	教職員が元気に子どもに向き合うということが何よりも大切と考え、病気休職はもとより精神性疾患による教職員の休業そのものを極力無くしていくことが、県教育委員会として目指すべき目標であると認識している。(先ほどの教育管理課長の報告にもあったとおり) より早期に教員のメンタル不調を察知し、解決に繋げていけるよう、例として、「こころの健康相談」や「自身によるメンタル面のセルフチェック」の実施により、教員自身に自覚を促すとともに、仮に自身に認識がない場合であっても、その兆候が見られる場合には、所属として医師の面談を受けさせ、その要因が、ハラスメントによるものであるならば、その措置を講ずるなどの対策を徹底していきたいと考えている。
太田委員	事案の速やかな察知と解決に関して、「管理職による個人面談を定期的実施」とあるが、相談は結構あるのか。
教育管理課長	定期的な面談を、5、6月辺りと、10月辺り、翌年の2月辺りの3回、昨年度から実施しており、今年度も予定している。そういった面談の場で、自身の職場における困り事や悩み事等を記したエントリーシートを提出してもらい、教育委員会として対応が必要なものは対応をしている。昨年度は年3回の面談を通じて、新規案件として106件の相談があり、人事管理対策会議等々に付議して対応を検討している。
太田委員	管理職への相談ということだが、同じ職場の中で話しやすいことと話しにくいこともあると思う。管理職だけでなく、事務局の窓口や職員組合など、いろいろな窓口があることを紹介し、そこで相談したことの情報を共有し、すぐに対処できる体制を求めたいが、いかがか。
教育管理課長	普段接している管理職には言いづらいこともある。エントリーシートは、必ずしも管理職を通じて提出する必要はなく、直接、事務局へ提出してもらうことも可能である。また、教育管理課等の管理職に直接訴えることができる窓口を設置し、周知している。さらに本年4月に、弁護士による外部相談窓口を開設し、チラシ等を用いて、教職員一

	人ひとりに周知している。
太田委員	悩み事や困り事を一人で抱えることがないよう、窓口の周知徹底を行い、困り事の共有ができるような体制をつくってほしい。
松村委員	教職員の多忙化解消に向けて、部活動や業務を支援するための外部人材の活用など、さまざまな取り組みを行っているとの説明であったが、元々の問題として、教職員の時間外勤務の実態把握はどのような方法で行っていたのか。
教職員課長	県立学校の例になるが、これまでは、教員自らがパソコン上で表計算ソフトに出退勤時間を入力して、それを集計するという形をとってきたが、その手法では、机に向かって作業が必要となり、かえって事務が煩雑となり、また、土日の部活動対応などでは、学校に出勤することなく、業務に従事する場合もあるため、真の実態把握という点で不十分な面も見受けられるとの指摘を受けたところである。このため、(本日の説明資料にも記載しているとおり)教員がパソコンを使用しなくても、個人のスマートフォンなどから直接入力可能な「教員出退勤管理システム」を導入し、より正確な勤務状況把握を、9月の試行期間を経た後に、10月以降の本格稼働により実施予定である。
松村委員	教員の勤務実態把握とともに、様々な対策を通じて、教員の残業時間を減少させるための数値目標などは設けているか。
教職員課長	教職員の勤務実態把握のための調査自体が昨年度から始めた取り組みであり、現時点で超過勤務時間の削減目標の設定までには至っていない。まずは、これまで不十分であった勤務状況の把握を優先して行うことである。また、抽出調査により、実際の教員の1週間の勤務内容の分析を行っているが、授業の時間に17時間、その準備の時間に8時間、部活動の対応に土日を含めて11時間など、どんな業務にどれくらい時間を要しているかが明らかとなってきている。今後は、負担が大きいと考えられる業務に対して、外部人材による支援を重点的に行うなどして、その負担の一部を取り除くことで、より適正な勤務状況を作り出していきたいと考えている。
藤埴委員	教員が多忙であることは分かるが、勤務実態把握とともに、教員が本来行うべき業務なのかどうかという点での業務内容の分析は行っているか。
教職員課長	(先ほど説明したとおり)教員が、1週間の内で、どのような業務にどの程度の時間を要しているかという点での分析は行っており、その中で、会議関係の作業や会計的な業務など、本来教育の専門職である教員が不得手な業務に従事している実態も存在する。そのような業務を、本年度新たに予算事業化したサポートスタッフなどに担わせることで、教員が本来業務に専念できる環境整備を行っていききたいと考えている。
藤埴委員	小中学校には、学校給食を担当する教員がいて、各学校で未納となった給食費の徴収に苦慮している実態があるが、それについてどう考えるか。
教職員課長	ご指摘のとおり、お金を扱う業務は、予定どおりに進まないケースも存在し、また気を遣う部分も多いことから、教員にとって負担のかかる業務である。特に給食費の徴収に関しては、現在、国の審議会等でも議論がなされている。市町村立学校における意思決定は市町村教育委員会に委ねられている事項であるが、国においては「公会計化」すなわち、学校単位でその収入、支出を個別に扱うのではなく、授業料などの収入と同様に、市町村で、収入・支出を予算化したうえで、それを管理する手法に代えていけないかを議論している。そのような国の動向も、県教育委員会において情報収集したうえで、適切に市町村教育委員会に指導していくことも必要であると考えている。
布俣副委員長	部活動について、平日1日、休日1日以上以上の休養日の設定が、高等学校で66%、特

	別支援学校で100%とあるが、中学校のデータはないか。
教育管理課長	部活単位ではなく、市町村の教育委員会単位のデータだが、6月末現在で、全学校で週2日以上部活動休養日を設定している市町村は、38市町村である。
布侯副委員長	先日、教職員のアンケートを見たが、働き方改革が進んでいることを、小学校の先生は概ね実感しているが、中学校の先生は半数に満たない。その背景には、部活動の負担が大きいことがあるのではないか。
教育管理課長	中学校についての確認は行っていないが、県立学校において長時間勤務の原因を尋ねたところ、部活動をあげる先生が一番多かった。中学校についても同じ傾向ではないかと考えている。
布侯副委員長	小学校教諭であっても、(中学校等で)部活動の業務に携わりたいとの希望を有する教員が県内にも相当数存在すると思うが、実際に、小学校教諭の身分で、中学校などの部活動に従事できるような人事配置(仕組み)などの検討は可能か。
教職員課長	小学校の授業が終わった後であっても、教員としての勤務時間は続いており、その間に、中学校での業務に従事することの可否については、サービス上の取り扱いがどうかといった点で整理が必要である。御指摘のような手法は現時点では検討していないが、現状において、中学校や高等学校の部活動指導の担い手が、現員教諭の中だけでは解決しない課題であることは明らかであり、県教育委員会としては、対応策として外部人材の積極活用を推進しているところである。仮に、サービス上の課題がクリアとなる見通しであれば、サポートスタッフの中に、現職の小学校教諭を含めて考えられるかどうかとも研究していきたいと考えており、その際には御助言をお願いしたい。
長屋委員長	働き方改革プランの策定及び進捗管理を行う中で、教員と児童の親との距離感や関係性がどのようになっているかという点について何か把握しているか。教員は児童生徒だけでなく、その親との関係性も重要となり、親の要望や要求が教員の精神不安に影響を及ぼしているようなことはないか。
教職員課長	生徒の保護者との関係で、精神的な不調を抱えている教員の人数などは把握していないが、保護者対応で困難を感じている教員が存在するのは事実であると考え。実際に県教育委員会に対して、保護者から直接意見や要望が寄せられるケースも多数存在しており、そのようなケースでは、学校と連絡を取り、実体の把握や必要な措置について、情報共有や連携した対応を実施しているところである。
長屋委員長	保護者の多様化が進む中で、実際の教育現場では保護者対応が、教員の精神的な負担につながっている事例が、少なからず存在すると考えられ、逆に、保護者の中には、学校で子どもがケガをした場合などに、いちいち教員が状況説明やお詫びの連絡をしてくることに違和感を唱えるケースも耳にする。(県内には不存在であると説明を受けたが)学校や教員に対して、身勝手に理不尽な要求や苦情を繰り返す児童の存在など、教員が日常的に多大なストレスと向き合っている状況は、容易に想像でき、それらの負担を軽減できるような細やかなケアをお願いしたい。

## 教育警察委員会の概要（教育）

開催年月日	平成30年10月9日	開会、閉会時間	12時57分から 14時20分まで
委員の出欠	出席：長屋委員長、布俣副委員長 藤墳委員、小川委員、松村委員、水野（正）委員、太田委員、牧村委員 欠席：なし		
(付託案件の可否)			
(予算) 議第95号 平成30年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び繰越明許費中教育警察委員会関係 (可決)			
(条例その他) 議第115号 和解をすることについて (可決)			
(請願) 請願第46号 県立学校すべての教室と体育館の空調（冷房）設置を急ぎ実現するよう求めます (不採択)			
(質疑の内容)			
発言者	発言内容		
【予算】 議第95号 平成30年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び繰越明許費中教育警察委員会関係			
太田委員	ブロック塀の修繕・改修について、予備費や補正額を含めて、どれくらいの費用や規模で行うつもりか。		
教育財務課長	道路沿いのものなど、とり急ぎ撤去しないといけないものについては、優先的に実施してきているが、撤去した塀の中には遮蔽機能等も有するものもあるので、工法の検討等が必要な場合がある。概算ではあるが、補正額と既定経費を合わせて、8千万円程度になるのではないかと考えている。		
太田委員	今年度は、この額の中ですべてのブロック塀の修繕・改修を実施するというのか。		
教育財務課長	学校によっては、周辺部も改修しなければならない箇所もあることなどから、来年度に実施する箇所もある。		
太田委員	ブロック塀以外にも耐震上の問題がある場合や、適切に検査すべきと思われる箇所もあると思う。また、ブロック積みの建屋などがあると思うが、それらの点検は実施するのか。		
教育財務課長	ブロック造の建物は建築確認を得ており、耐震性についての建築基準法上の問題はないと考えている。それ以外のものについては、今回の地震を受けて、各学校で緊急点検を実施し、フェンス支柱の腐食や注意が必要な木造構造物などが見つかった。これらについては応急措置を実施したが、将来的には改修等の対応が必要と認識している。		
太田委員	それらの応急措置や改修が必要なものについて、点検結果はまとめられているか。		
教育財務課長	緊急点検の結果、早急に対応すべきものが8件あった。灯籠のような基礎がしっかりしていない構造物は撤去や周辺立ち入り禁止等の対応は実施済みである。それ以外に、		



	廊下の手摺のぐらつきやモルタルの浮きなどがあり、それらについても必要な措置をとっている。
松村委員	教育指導費のうち学校運営指導費として計上されている「校務支援システム」は具体的にはどのようなものか。検証対象の岐阜市内4校はどこか。
教育総務課長	各種帳票について、これまで手書きで作成していたものを、電子データ化し、システム上で情報共有するシステムである。学年が上がる際になどに情報を引き継ぐことで、帳票作成の手間の省力化を期待している。国が幅広く募集したモデル事業であり、検証対象校は、このシステムの市町村協議会での議論や市町村からの要望も踏まえて、岐阜市内の学校を対象とすることとした。対象校はまだ決まっていないが、今後、全県展開するため、規模など様々なバリエーションを想定した学校を選択をしたい。
松村委員	システム導入による帳票入力時間の短縮見込みはどれぐらいか。
教育総務課長	具体的な数字はないが、一度入力すれば、毎年の入力は不要になる。今後、検証する中で確認したい。
牧村委員	システムは県独自のものか。また、県内での導入状況はどうか。
教育総務課長	業者によってある程度できあがったクラウドシステムをカスタマイズする予定である。県立高校は全ての学校で、また、小中学校は10市町で既にシステムを導入している。
布俣副委員長	ブロック塀の代替は何か。また、県産材の木製構造物を採用する予定はあるか。
教育財務課長	ブロック塀の代替物については、機能等を踏まえ現在、工法を検討中だが、ネットフェンス等を考えている。まずは、安価な方法で困うことを考えているので、木製フェンスの採用は予定していない。
長屋委員長	子ども達からの電話相談件数は年間にどのくらいあるのか。
学校安全課長	通常の電話と24時間対応電話の相談件数を合わせて、昨年度は2,200件程、平成28年度は2,280件程である。
長屋委員長	これから、新しいシステムでSNSも含めて相談を始めるとのことだが、子どものいじめ事案というのは、全国的に無くそうと思っても無くなるものではないと思う。いち早く気付いてあげることが大事なので、しっかりと体制をとっていただきたい。また、24時間相談にあたる職員へのストレスケア等を要望する。
<b>【条例その他】 議第115号 和解をすることについて</b>	
藤埴委員	損害賠償金と遅延損害金とあるが、遅延損害金とは何か。
教育管理課長	遅延損害金については、ご遺族から調停の申立て時に請求されていたもので、年5%の計算で、亡くなられてから支払までの間を期間として算出される。今回和解するに当たり、遅延損害金については、最終的には請求しないということになり、裁判所からの和解条項案には入っていない。
藤埴委員	和解する内容の(5)「県は教職員の働き方改革プラン2018の実行状況について、申立人から照会があった際には誠意をもって回答する」とあるが、これは永久か。
教育管理課長	ご遺族から実行状況について照会があれば、当然回答させていただくことであり、将来、そういった照会があればその都度、適切に対応する。

藤 墳 委 員	おおよそ、和解をするということは、その時点で全てが決着するというのが和解ではないか。これでは、永久に付いて回るのではないか。
教育管理課長	今回、ご遺族の強い要望もあり、裁判所が和解条項案の中に提示してきたものであるが、その条項が無くても、県教育委員会としては、説明を求められれば、将来その都度、説明させていただくということである。ご遺族の気持ちを踏まえて、裁判所が和解条項案として入れられたということであるため、県教育委員会としても、そこはきちんと対応させていただくということでその条項案で、受けさせていただきたい。
藤 墳 委 員	和解をしたということは、その時点で全て一線が引かれるものだと思う。将来にわたって、そういうのを約束することは、あなた方は誠意をもって答えるのは良いが、和解条項に入れるのはいかがなものかと思う。
副 教 育 長	一般に和解という形で紛争を解決する中では、そういった部分で配慮するということが必要なケースがあると考えます。教育管理課長が説明したように、「働き方改革プラン2018」については、既に今年の春に策定し、県議会でも、ご質問があり、その都度、誠意をもって県教育委員会として取り組んでいくという姿勢を明言している内容である。従って、その取り組み状況については、県民の方から問い合わせがあっても、これは答えていくべき内容のものとして我々は認識しており、過度の将来にわたる負担を強いるということにはならないと考えている。このプランを策定し、これを着実に実行していくという姿勢で県教育委員会としても取り組むということであるため、その姿勢の現れというものを条項として盛り込ませていただいた。また、ご遺族からもそういう話があったということに対して、お答えさせていただくということでご理解を賜ればと考える。
藤 墳 委 員	執行部は異動でかわっていくが、5年後、10年後にこれに基づいて説明しなさいと言われたら、これは、行政姿勢として、そういう姿勢でもって対応するということは分からないでもないが、やはり和解条項に入れるのはいかがなものか。5年先、10年先、20年先にも言われると思うが、教育長はどういう判断か。
教 育 長	先程、副教育長が説明したが、県教育委員会としては、当然これをしっかりとやっていくという姿勢で、いろんな場面でもお答えしている。
藤 墳 委 員	執行部はかわっていつてしまう。
教 育 長	当然、かわっていったとしても、仕事としては引き継いで、次の者がやっていくということになる。
長屋委員長	確認だが、藤墳委員がおっしゃられること、執行部側が説明されたことというのは双方良く分かるが、あくまで裁判所からの提示があったということも含めての話でよろしいか。
教 育 長	そのとおりである。
太 田 委 員	裁判所が示した、この和解案で同意するということは、非常にこれは重いものだと思う。そういう意味で、あえてこういったことまで踏み込んでいるということは、これまでのことはあったにせよ、それに対する県教育委員会の誠意としては示されているのだと思う。ただ、藤墳委員がおっしゃるように、和解金は支払われたら終わりであるが、その他の和解条項は、ずっと続けていかななくてはいけない。これについては、むしろ、教育長の決意を改めてここでお聞きしたい。
教 育 長	今回、こういった形で和解させていただき、当然、この和解条項に従って、我々としてはしっかり取り組んでいきたい。

太田委員	野村県議から、「市町村教育委員会に向けた積極的に働きかけ」について代表質問させていただいたが、その答弁については、いまいち、踏込みが浅かったような気がした。確かに、市町村教育委員会は、市町村の管轄かもしれないが、やはり県としてしっかり絡んでいかない限り、改善は出来ないと思う。そういった意味で、和解条項に県立学校と書かれているが、市町村教育委員会を含めてしっかりとやっていくのか、もう一度お伺いしたい。
教育長	市町村教育委員会に関する考え方については、本会議で答弁申し上げたとおりである。 ※以下、答弁の一部 「県の取組みを紹介するなど、働きかけを行う。」
太田委員	全職員に浸透させるというのは非常に大変なことだと思う。その浸透のあり方をよく検討していただきながら、ここで和解ということで取り上げた以上は、しっかりと進めていただきたいことを願います。
副教育長	今のご質問に対して説明させていただくと、「働き方改革プラン2018」の中で、市町村教育委員会に向けた取組みとして、項目を挙げて記載している。従って、県教育委員会としては、市町村教育委員会に対しても、この理念で取り組まれるべきものについては、積極的に取り組んでいただきたいというメッセージは常に発信している。教育長からも実際に、市町村の教育長に対し、直接お話を申し上げているところであるため、今後もそうした観点での取組みは継続して参りたい。
藤埴委員	今、先生は何人いるか。
副教育長	約1万6千人である。
藤埴委員	今回の事案と似たようなケースが将来的に出て来る可能性が多分にあると考えられるので、その場だけの処理の仕方だけはして欲しくない。そういうことを願います。
長屋委員長	執行部側も昨年からいろんな事案で調査を含めてやっていただいております、それをしっかりと受けとめていただいて、もう二度とないようにするためにも、働き方改革プランをしっかりと遵守していただくということで取り組んでいただきたいと思う。
【請願】請願第46号 県立学校すべての教室と体育館の空調（冷房）設置を急ぎ実現するよう求めます	
松村委員	今議会の一般質問に対して、県教育委員会から、来年の夏までには、全ての県立高校において、現在エアコン未設置の普通教室にエアコンを設置するという方針が示されたので、今さらあえて設置計画を作成するまでもないと思われる。現在の厳しい財政状況の中、財源の確保を検討することなく、ただ、設置のみを求めることは無責任だと考えられるため、本請願は「不採択とすべきもの」とするものとする。
藤埴委員	請願に「体育館へのエアコンの設置」とあるが、体育館にエアコンを設置している事例はあるか。
教育財務課長	県立の普通高校にはない。特別支援学校については、体育館も比較的小さく、体温調整ができない生徒もいるので、一部の学校で設置している。
藤埴委員	他県ではどうか。
教育財務課長	他県の事例は、調査したわけではないので正確には把握していないが、体育館にエアコンを設置しているというところは聞いたことがない。
藤埴委員	エアコン設置に伴って電気代も増加すると思うが、どれほど見込んでいるか。

教育財務課長	エアコンには電気式とガス式がある。試算中であるが、電気代とガス代を含めて3～4千万円ほどではないかと考えている。
藤 墳 委 員	思いのほか安いように感じるが。
教育財務課長	要因として、最近の空調設備は効率がよくなっているうえ、1年中稼働させるわけではなく、夏場のみであり、また夏季休暇もあるため、その程度の額になるだろうと試算している。
水野(正)委員	この請願では、体育館に空調設置を求めること理由として、体育館が災害時の避難所になることを挙げている。体育館は常時利用する施設ではなく、災害時に避難所となる場合には、避難所開設期間に限って、空調設備をレンタルするという手段もあり、その方が経済的に合理的であると考え。また、他県では、災害時における避難所への空調設備の提供に関する応援協定を民間関係団体と締結し、災害時に備えているところもある。 こうした観点からも、本請願については「不採択とすべきもの」と考える。
【陳情】 受理番号14番 北朝鮮による拉致事件啓発教育の推進に関する陳情	
	(特になし)
【その他報告】 平成29年度「岐阜県長期構想」の実施状況報告について	
	(特になし)
【その他報告】 第3次教育ビジョン骨子案について	
松 村 委 員	基本的な考え方の中で、「ふるさとに誇りをもち、ふるさとをルーツに生きる子どもたちの育成」とあるが、一方で「グローバルな人材の育成」といった記載もある。特に「ルーツ」という言葉は分かりにくいのではないか。
教育総務課長	子どもたちが成長した後、活躍するケースは様々あると考えられるが、その根幹には岐阜の良さや学んだことの思いを持って活躍していただきたいという考えがある。今後、策定委員会にも相談しながら、どのようにすべきか検討する。
太 田 委 員	ビジョンの各目標に対する評価指標はどのようにするのか。数字ありきではいけないと思うが、評価は必要である。社会情勢の変化や技術革新がある中で、PDCAサイクルは、どのようにするのか。
教育総務課長	今後、策定委員会において、指標を検討する。2次ビジョンでは長期の指標と施策ごとの指標がある。2次ビジョンの指標を継承する部分もあると思うが、今後検討し、適切なPDCAサイクルができるようにしていく。
藤 墳 委 員	教育現場では、激励の意味で背中を叩き、「しっかりやれ。」と言っただけで、体罰と思われることもあるようだ。難しい時代になった。例えばスポーツの部活などで、ある程度、先生自身はその気を持って指導しないといけないと思うが、どう思うか。
義務教育総括監	受け取る側にとって、おかしいと思われれば体罰となりうらと思う。体罰として認識されるハードルが低くなってきているのは確かである。 部活動について、日本はこれまで1人の指導者が、多くの子ども達を指導しており、1人の指導者の感覚や指導のみが子ども達に伝わってきた。これからは、1人の子どもに多くの指導者が指導することが大事だと思う。1人の指導者の感覚のみでなく、複数の指導者の目を見て、その指導について考える体制をとることで、スポーツ界や部活動の形が変わってくると思う。

藤 墳 委 員	<p>高校野球で、大垣日大高校が今年全国大会に出場した。厳しい練習があつて強くなってきたと思うが、厳しい練習ができなくなると、全国で優勝できるチームが出にくいのではないか。</p>
長屋委員長	<p>これまでの日本的な部活動の教え方と最近の教え方のどちらが日本人にあつているという問題でもあると思うが、これまで以上に教育委員会にもご協力いただき、岐阜県の高校が全国優勝できるよう、みなさんには頑張っていたいただきたい、ということではないかと思う。</p> <p>ふるさとに誇りを持っている子ども達、岐阜県が「清流の国」であると認識を持っている子ども達がどれぐらいいるのか調べてみるとよいのではないか。行政が言っているだけで、県民が思っていないければ意味がない。子どもの段階からそのようなことを伝えることができる教育ビジョンにして欲しい。</p>
【その他】	
藤 墳 委 員	<p>少子化の進行に伴って、地元において学校統合の話が持ち上がっている。県下において、小中学校の統合が決まっているものはあるか。</p>
教職員課教育 主 管	<p>来年度4月1日に瑞浪市と郡上市で学校統合が決定している。</p>
藤 墳 委 員	<p>その地域では、学校統合を要因とする騒動などは起こっていないか。</p>
教職員課教育 主 管	<p>現状において、そのような事実は特に報告を受けていない。過去には、小学校などで、地域との兼ね合いなどにより、計画が延期となり、1～2年後に統合実現に至ったという事例を耳にしたことがある。</p>
藤 墳 委 員	<p>統合時期の延期はまだしも、統合そのものに賛成・反対する動きもあり、事態を注視している状況であるが、児童の数は減っており、どのような結果になっても、次の学校統廃合に影響を及ぼしかねないことを懸念している。</p>
太 田 委 員	<p>働き方改革に関連して、6月議会の本委員会において、小中学校事務職員の「三六協定」の締結状況について質問し、その後、県内各市町村の締結状況調査を実施する旨の説明を受けたが、新聞報道により、小中学校における協定締結が行われていない実態が大々的に取り上げられるなど、岐阜県だけの問題でないことが明らかになった。実際に、小中学校で勤務する事務職員と話をすると、協定締結はもとより、月によっては過労死ラインを超えるような勤務を求められる実態も聞き及んでおり、早急な対策が必要と認識している。ついては、県内市町村の協定締結について、その調査結果について教えてほしい。</p>
教職員課長	<p>調査の結果、県内で三六協定を締結している市町村は不存在であった。県教育委員会としても、労働基準法や地方公務員法の規定に従い、適切に事務処理を行うことが必要と認識している。7月10日に、教育長から、各市町村教育委員会の代表者に対し、法令に基づいた適切な対応を直接依頼したうえで、8月13日付けで、教職員課から通知を発出したところである。なお、本件に関しては、市町村教育委員会のみで完結するものではないため、県市町村課にも協力を要請し、9月に市町村の人事担当部局に対して、学校事務職員の三六協定締結に関する通知を発出してもらっている。県教育委員会としては、速やかな協定締結を依頼しており、概ね10月中にその事務処理が完了するものと見込んでいる。目的は、協定締結でなく、適正な勤務実態管理と、それに基づく労務管理であり、県の教職員の働き方改革を参考に、市町村においても、小中学校事務職員が適正な勤務条件のもとで、その労務管理の実態把握やその縮減に向けた取組みがみなされるよう、引き続き、必要な助言や指導を続けていきたいと考えている。</p>

太田委員	これまで、議会本会議や委員会の機会を通じて、時間外勤務の適切な管理や、事前命令や手当の実績支給について意見を述べてきたが、その実態については把握しているか。
教職員課長	学校事務職員については、時間外命令を受けて、必要な勤務を行うのがその制度の仕組みとなっている。学校現場においては、学校長が職員の業務内容やその進捗状況に応じて時間外勤務を命令する形で、適正に運用されているものと考えている。一方で勤務命令と実績に乖離が生じているという声があるのも事実であり、県教育委員会としては服務監督権者である市町村教育委員会を通じて、各学校における労務管理の徹底を依頼しているところである。
太田委員	学校事務職員の勤務の適正管理を促していくため、市町村教育委員会、学校、組合などが連携してそれに取り組む「モデル校」のような仕組みの構築について提案したいがその点についてはどうか。
教職員課長	提案のあった「モデル校」というのがどのような形のものかについては、改めて検討していきたいと考えているが、小中学校事務職員の服務監督権限に関しては、法令上も明確に位置づけされており、まずは市町村教育委員会がそれを適正に行使するということが第一である。また、学校長は事務職員も含めた所属職員の労務管理を担うべき管理職であることから、管理職として自覚を持って職務に当たるよう、必要な人材育成についても取り組んでいきたいと考えている。
太田委員	教職員課を組織改革し教育管理課が新設され、人数もそれなりの部署になっている。新設後半年経ち、例えば、働き方改革プランにおいても色々な現場でのハラスメント等の窓口を設けることになっていたが、相談はあるのか。
教育管理課長	教育管理課も相談窓口の1つということで設けさせていただいている。また、外部の相談窓口として、弁護士の先生にお願いして相談窓口を設置させていただいている。 相談件数については、職員面談という形で各教職員から聞き取りを行っており、今年度は、5月から6月にかけて合計27件である。今月から、第2回目の申出をいただく取組みを始めている。
太田委員	27件ということだが、それは、基本的に教育管理課が他の所属と連携しながら対応されているということか。あるいは、これは市町村の件だから市町村の方にふったりとか、あるいは、教職員課の方にふったりとか、そういったことはしていないか。
教育管理課長	まず、学校の先生であれば、教職員課を通じて上がってくる。あるいは、事務であれば、それぞれの担当するところを通じて上がってくる。担当しているところに情報提供し、対応していただくようお願いするとともに、その後のフォロー状況などを確認させていただき、一緒になってやらせていただいている状況である。
太田委員	そういう取組みをされているということだが、きめ細やかに、連携しながらやっていただきたい。教職員課あるいは教育管理課をはじめ、教育委員会事務局自体の繁忙感もかなり高まってきているのではないか。マンパワーの確保ということも含めて繁忙感の解消のために取り組んでいただきたい。
長屋委員長	働き方改革については、随時、執行部の皆さん方に取り組んでいただいているとは思いますが、今年から議会閉会中に開催する教育警察委員会もあるので、その時々にもまた、進捗状況等を聞いていきたいと思うので、よろしく願います。